

令和8年（2026年）3月25日

介護サービス事業者  
第1号事業者 各位

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課長

令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
さて、令和8年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者及び第1号事業者は、市長へ処遇改善計画書の届出を行う必要があります。

つきましては、届出の受付を下記のとおり行いますので、加算の算定を希望する事業者におかれましては、必要な手続きをお願いいたします。

※令和7年度に介護職員等処遇改善加算を算定している事業者が、令和8年度にも引き続き介護職員等処遇改善加算の算定を希望する場合も、この手続きが必要です。

## 記

### 1 提出期限

#### （1）令和8年4月・5月から処遇改善加算を算定する場合（従前サービス事業者）

電子申請 令和8年4月15日（水）17時

来 庁 令和8年4月15日（水）17時（必着）

郵 送 令和8年4月15日（水）（当日消印有効）

※消印等で発信日がわかるようご発送ください。

#### （2）令和8年6月・7月から新たに処遇改善加算を算定する場合（新設サービス事業者、従前サービス事業者）

電子申請 令和8年6月15日（月）17時

来 庁 令和8年6月15日（月）17時（必着）

郵 送 令和8年6月15日（月）（当日消印有効）

※消印等で発信日がわかるようご発送ください。

**(3) 令和8年8月以降に新たに処遇改善加算の算定する場合（新設サービス事業者、従前サービス事業者）**

電子申請 算定を受けようとする月の前々月の末日 17時

来 庁 算定を受けようとする月の前々月の末日 17時（必着）

郵 送 算定を受けようとする月の前々月の末日（当日消印有効）

※消印等で発信日がわかるようご発送ください。

※ 従前サービス事業者

訪問介護、第1号訪問事業、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、第1号通所事業、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院を運営する事業者

※ 新設サービス事業者

（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援のサービス事業所のみを運営する事業者

## 2 提出書類

横須賀市ホームページ掲載の「様式及び提出書類について」をご確認ください。

《掲載場所》

→ 総合案内

→ くらし・手続き

→ 便利な手続き（DX・オンラインサービス）

→ 申請書ダウンロード

→ 「民生局福祉子ども部指導監査課」の書式

→ 介護保険（事業者・施設）・第1号事業者 指定申請・届出関係

→ 3. 加算届

→ 0. 介護職員等処遇改善加算

→ 令和8年度

→ 令和8年度介護職員等処遇改善加算

→ 令和8年度（届出）

※ 様式が変更されています。必ず令和8年度の様式を使用してください。

### 3 提出先及び提出部数

(1) 提出先                   〒238-8550 横須賀市小川町11  
横須賀市役所分館 1階 指導監査課 あて

(2) 提出部数               1部

※ 他自治体所在の地域密着型サービス事業所及び第1号事業所において、横須賀市の指定を受けている場合は、横須賀市への介護職員等処遇改善加算の処遇改善計画書の提出が必要です。

### 4 算定対象期間

令和8年4月(※)サービス提供分から令和9年3月サービス提供分まで

※ 令和8年5月以降から加算を算定する場合は、開始月のサービス提供分から令和9年3月のサービス提供分までになります。

### 5 加算届出書等の提出について

- ・ 令和8年4月・5月から新たに処遇改善加算を算定(区分変更を含む)する場合は、事業所ごとに、加算届出書及び体制等状況一覧表を処遇改善計画書と併せて、**令和8年4月15日までに**提出してください。
- ・ 令和8年6月以降に新たに処遇改善加算を算定(区分変更を含む)する場合は、事業所ごとに、加算届出書及び体制等状況一覧表を、次の期限までに提出してください。  
    **居宅系サービス：処遇改善加算の算定を開始する月の前月15日**  
    **施設系サービス：処遇改善加算の算定を開始する月の1日**

### 6 その他

- ・ 厚生労働省のホームページに、計画書の記入方法の説明動画が公開されていますので、併せてご確認ください。  
    【厚生労働省ホームページ】  
    <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>
- ・ 厚生労働省では、処遇改善加算に関する相談窓口を設置しています。処遇改善計画書の作成についてなどの、ご不明な点につきましては、以下の相談窓口をご利用ください。  
    【厚生労働省相談窓口】  
    電話番号：050-3733-0222  
    受付時間：9時00分～18時00分(土日・祝日含む)

事務担当：横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

施設介護サービス担当 TEL 046 (822) 8162

居宅介護サービス担当 TEL 046 (822) 8393